

各 位

本店所在地 東京都港区東新橋二丁目 4 番 1 号
会 社 名 株式会社 T & C ホールディングス
代表者名 代表取締役 田中茂樹
(コード番号 3832)
問合せ先 取締役社長室長 生井秀人
(TEL. 03-5425-7013)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 31 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 2 月 24 日開催予定の第 6 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に備え、事業目的項目を追加するものであります。(変更案第 2 条)
- (2) 当社は、昨年 12 月の株式上場に伴い、資本金の額が 5 億円以上となり、平成 20 年 11 月期より会社法第 328 条第 1 項に従い、大会社として監査役会及び会計監査人を設置するため、現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。
 - ① 機関としての監査役会及び会計監査人を設置する旨を定めるものであります。(変更案第 4 条)
 - ② 常勤監査役及び監査役会に関する規定を定めるため新設するものであります。(変更案第 33 条～第 36 条)
- (3) 周知性の向上及び手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告とすることに変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (4) 将来における事業規模の拡大に備え、資金調達面での機動性を高めるため、発行可能株式総数を 42,240 株から 50,928 株に拡大するものであります。(変更案第 6 条)
- (5) 機動的な資本政策を遂行するため取締役会の決議をもって自己の株式の取得をできるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第 9 条)
- (6) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款を次のとおり変更するものであります。
 - ① インターネットの普及を考慮して、法務省令で定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主様方にみなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第 15 条)
 - ② 社外取締役が職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することができるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第 29 条)
なお、本規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
 - ③ 監査役、および社外監査役が職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することができるように、監査役の責任軽減の規定を新設するとともに、社外監査役との

間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
(変更案第 38 条)

④ その他全般にわたり、会社法の規定に対応するため、構成の整理、必要な文言の追加、変更、削除及び条数の変更等を行うものであります。

(7) 以上のほか、規定の新設及び削除に伴う条数の変更及びその他一部字句の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

- | | | |
|---------------------|---|----------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | : | 平成 19 年 2 月 24 日 (土) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | : | 平成 19 年 2 月 24 日 (土) |

以 上

別紙

(下線部が変更部分)

現行 定 款	変更案 定 款
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 (省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 <u>1. 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国株式会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。</u>	第2条 <u>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</u>
① (省略)	<u>1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国株式会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u>
② (省略)	<u>(1) (現行どおり)</u>
③ (省略)	<u>(2) (現行どおり)</u>
(新設)	<u>(3) (現行どおり)</u>
④ (省略)	<u>(4) 著作権その他の知的財産権の取得、保有、管理、譲渡およびリース業</u>
⑤ (省略)	<u>(5) (現行どおり)</u>
⑥ (省略)	<u>(6) (現行どおり)</u>
⑦ (省略)	<u>(7) (現行どおり)</u>
⑧ (省略)	<u>(8) (現行どおり)</u>
2. (省略)	<u>(9) (現行どおり)</u>
(新設)	2. (現行どおり)
(新設)	3. <u>有価証券の運用、投資、保有及び不動産の運用、保有ならびに不動産売買による投資業</u>
3. (省略)	4. <u>著作権その他の知的財産権の取得、保有、管理、譲渡およびリース業</u>
(本店の所在地)	5. (現行どおり)
第3条 (省略)	(本店の所在地)
(新設)	第3条 (現行どおり)
(公告方法)	<u>(機関)</u>
第4条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>	第4条 <u>当社は株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</u>
(新設)	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査役</u>
	<u>(3) 監査役会</u>
	<u>(4) 会計監査人</u>
	(公告方法)
	第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式

現行	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>42,240</u>株とする。 (株券の発行) 第 6 条 (省略) (新株引受権の特例) 第 7 条 (省略) (基準日) 第 8 条 当社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(株主名簿管理人) 第 9 条 (省略) ② (省略) ③当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第 10 条 (省略)</p> <p>第 3 章 株主総会 (招 集) 第 11 条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者及び議長) 第 12 条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法) 第 13 条 (省略)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,928</u>株とする。 (株券の発行) 第 7 条 (現行どおり) (新株引受権の特例) 第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得) 第 9 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第 10 条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③当社の株主名簿、(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第 11 条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主総会 (招 集) 第 12 条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。 (招集権者及び議長) 第 14 条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第 16 条 (現行どおり)</p>

現行	変更案
<p>(議決権の代理行使) 第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② (省略)</p> <p>(議事録) 第 15 条 (省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数) 第 16 条 (省略) (選任方法) 第 17 条 (省略) (任 期) 第 18 条 (省略) (取締役会の設置) 第 19 条 当社は取締役会を置く。 (代表取締役及び役付取締役) 第 20 条 (省略) (取締役会の招集権者及び議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。 ② (省略) (取締役会の招集通知) 第 22 条 (省略) (取締役会の決議方法) 第 23 条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 24 条 (省略) (取締役会の決議の省略) 第 25 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会規程) 第 26 条 (省略) (報酬等) 第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② (現行どおり)</p> <p>(議事録) 第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数) 第 19 条 (現行どおり) (選任方法) 第 20 条 (現行どおり) (任 期) 第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(削除) (代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 (現行どおり) (取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。 ② (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第 24 条 (現行どおり) (取締役会の決議方法等) 第 25 条 (現行どおり) ②当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程) 第 27 条 (現行どおり) (報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上</p>

現行	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役 (監査役)</p> <p>第 28 条 当社は、監査役を置く。 (員 数)</p> <p>第 29 条 当社の監査役は、<u>3 名以内</u>とする。 (選任方法)</p> <p>第 30 条 (省略) (任 期)</p> <p>第 31 条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 32 条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>の利益 (以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (削除)</p> <p>(員 数)</p> <p>第 30 条 当社の監査役は、<u>3 名</u>とする。 (選任方法)</p> <p>第 31 条 (現行どおり) (任 期)</p> <p>第 32 条 (現行どおり) (<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査役全員の同意があるときは、招集の経路を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第 38 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定めた額とする。</u></p>

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第34条 (省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 (省略)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間等)</p> <p>第36条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間等)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>

以上